

第1章 人間的豊かさと普遍的正義

2011年6月23日 浦瀬彩香、大西博子、澤田崇志

0. 序

人間的豊かさ……暮らし向きが良い、生が生きるに値する

生の質に関わる一切合財の評価

豊かさ ・ 構成要素 それ自体が豊かさを構成する
 ・ 手段 豊かさを向上させるもの

* 当然構成要素が手段に優先し、構成要素を理解した後に手段が定まる

豊かさの問い；「総体として善い、生きるに値する人間の生とは何か？」

どの視点に立つかで、人間的豊かさが異なる 見解が多様

自律性の尊重 ある人の豊かさの尺度 + 到達の仕方を認めること

1. 社会正義

人間的豊かさ 政治的対話でも中核をなす

(目的) 「社会システムの諸制度がどれだけ道徳的に適切なかたちで

人々を対等に処遇しているか」の評価の基準を定式化、正当化

！この評価は人間的豊かさに関する特定の尺度を前提

(ただし、社会制度に参加していない人、将来の人にも影響を及ぼす)

諸々の社会制度 全体的な視点から、より正義にかなうものに理解

(正義；道徳的に適切なかたちで人々を対等に処遇すること)

(相互依存性) 社会制度に関する道徳的判断の基礎として、

全ての人を受容できる、単一で普遍的な正義が必要

自律性の尊重は、諸個人を超えて社会や文化まで拡張すべき

2. パターナリズム

各人が善いと考えるものを促進する場合の失敗の理由

個人の価値と切望を完全に満たす単一社会制度集合体はありえない

社会制度が個人の価値、切望を形成する

パターナリズムによらない方法は、明確な正義基準をもたらすことは出来ない

よって、以下の4つの条件をみたまパターナリズムを採用し、正義基準を設定

1. 薄い人間的豊かさの構想

人間的豊かさの構成要素ではなく手段から定式化されるもの

(衣食住や基本的諸自由は豊かさの主要な手段だと考えられる)

2. 必要最低限

諸制度が共存しうる必要最低限の正義基準である

3. 自由の余地が残っている

4. いかなる基準においても卓越

パターナリズムの根幹がどんな基準から見ても必要なものである

3. 第一次近似としての正義

基本善 = 財はどのように定義されるべきか

ポイントは4つ

- A 人間的豊かさのために必要不可欠
- B 質・量ともに最小限に必要な取り分
- C 財そのものではなく、財に対するアクセス権をもっていること
 あらゆる基本財の最小限に適切な取り分への保障されたアクセス

D 確率論的に制限される

100%を保障できなくとも、財にアクセスできない可能性が一定の限度を超えない限りは、アクセスが保障されているというべき

で定義した基本財はどのような形で、生活水準を測る単一の尺度へと統合されるべきか？

基本財のすべてに対して最低ラインを満たすアクセスが可能である者の生活水準 「1」
それを下回っているもの 「 $0 < X < 1$ 」

薄い人間的豊かさに基づく中核的概念に対するよき指標であるだけでなく、
観念された人間的豊かさを世界に促進するものであるべき

で構築した生活水準を測る尺度は、社会制度全般に対する単一の尺度へといかに統合されるべきか？

4. いくつかの不可欠な改善

従来正義論で看過されてきたものがあるため、付け加えるべきこと3つ

社会的諸制度の公共性の評価において重要なのは、
その諸制度が諸個人の豊かさにどのように影響するか

警察官による殺人と交通事故による死亡の例からもわかるとおり、同種のリスクであっても（この例では身体的安全性の欠如）、そのリスクと社会制度の関係によって道徳的区別を行っている。

よって、基本財の不足とは、制度的に回避可能であるにもかかわらず、あらゆる基本財の最小限に適切な取り分に対する保障されたアクセスが保障されていないと定義するだけでなく、社会制度がそれらの不足とどのように関係しているかも考慮に入れなくてはならない。

道徳的に重要な基本財の不足を回避するために必要なコスト

基本財の不足がそもそも不正義であるのか、あるいはその制度がどの程度正義を損なっているかを決定する際には、不足を回避するためにどの程度のコストが必要であるのかが間違いなく関係してくる。

基本財不足の分配

基本財の不足がどの程度不正義であるかは、以下の二つを考慮せねばならない

・ 不利をこうむっている集団がどれだけ目に付きやすいか？

・その集団がほかにどのような不利・苦難におかれているか？

5. 人権

▶ 法律上の文言を必須とするものではない

【理由】

成文化されていない人権が満たされていない場合、権利として成文化されていないことを理由に、その人権へのアクセスが拒まれてしまうから。

法的に人権が成文化されていても、貧困により十分な教育を受けていない者は自らがもつ人権が何か知ることができず、法律が守るべき人権の侵害についてなにも主張できないまま保護されないでいる現状があるから。

人権を制度的に理解すると

強制力を持った**社会的制度**に対する道徳的要求。

(社会制度は、その影響を受ける**全ての人々**が人権への確実なアクセスを保障されるように設計されるべきだということ)

その**制度を支持する人々**にたいする道徳的要求。

(社会制度により影響を受ける**全ての人**がアクセスを保障されるべきだと我々が**認識すること**)

6. 人権の具体化とそれを実現する責任

人権は国際的にも受容可能である中核的な基本的正義基準を定式化できる。

= グローバルに受け入れられるものとして実現できる

我々は、人間的豊かさに対する構想を尺度に、最低限の価値ある生を送るために一般的に必要なだろう社会的文脈や手段を決定し、生がよきもの(人間の自律性が尊重される状態)であるか否かを判断する。この尺度となる人間的豊かさが個々の社会において具体性が異なるため、必然的に人権の具体化につながる。

しかし、実際には基本財の最小限の適切な取り分へのアクセスを欠いている人がたくさんいる。

人権が十分達成されていないことの**責任**を、要因となる社会制度に支持し加担した諸個人に問うことができるか？

人権を制度的に理解すると、ある人権の不十分さがグローバルな要因と国家の要因の相互作用を通じて生じ、その解決に双方の諸制度の変革が必要ならば、人権の不十分さに対する**責任は各々の制度を支持した諸個人にある**といえる。その責任を果たすには、そのような社会的制度の変革に尽力することで補償せねばならない。

論点

[1]

トマス・ポグゲによると、社会制度はその影響を受ける人の人権（自律性の尊重）を保障すべきである。世界には、同性愛に対する刑法（死刑もある）・地域住民による嫌疑やえん罪等、同性愛者の生存権を脅す危険がたくさんある。しかし、日本の社会制度においても同性愛者の結婚は認められていない。人権保障の一内容として同性愛者の結婚する権利はみとめられるべきか？そして、日本の社会制度においても同性間の婚姻を認めるべきか？

～同性間の関係を保護するふたつの方法～

一つめは、法律上の婚姻の定義をジェンダーレスにする方法

二つめは、男女の婚姻とは別枠の制度として、

男女の夫婦に認められる権利の全部もしくは一部を同性カップルにも認め、保証するという法律を作る方法である。（シビルユニオン法・パートナー法）

【同性間の結婚を認める主張】

人権獲得手段

同性間の婚姻制度は、壮絶な差別や抑圧への抵抗手段・人権や公民権の獲得手段になる。

不平等の是正

婚姻関係にある個人には権利義務が与えられ、「法的家族」として扱われる。結婚による特権（医療・福祉・経済的優遇）が与えられている人がいる一方で、婚姻制度に参加する機会すら奪われ、権利を剥奪された状態にある人がいるのはおかしい。

国家が異性間の婚姻しか保護しないことは、国家が家族のあり方を一方的に制限していることになる。異性愛者の形態が「正しい家族」であり、同性愛者には「逸脱」のラベルを貼る。

【結婚を認めない主張】

日本は歴史的にも、性別役割分担・家父長制といった性別意識が根強い。

異性間を前提とした法律婚の尊重は、こどもをつくることを推進する役割がある。

[2]

トマス・ポグゲは、人権を不当に奪いかねない制度に加担した者にはその制度の結果に責任があり、よって制度の改革・犠牲者の保護に尽力する義務があるという。

例えば、保護政策的な農産物に関する関税制度は、ポグゲによると不当に人権を奪いかねない制度に該当する。そのような制度に加担する者には改革の責任がある。

実際、我々は消費活動を通してその制度に加担しているが、そもそも既存の農産物に関する関税制度に『加担しない』という選択肢はなかった。

それでも我々個人は、農産物に関する関税制度撤廃の責任を問われる言われはあるのか。

参考文献

片岡寛光 著 『責任の思想』 2005年5月出版 早稲田大学出版部 P.242

堀江 有里 「同性間の婚姻に関する批判的考察」 2010年3月

[論点1]

結果：ゼミ生全員が日本において同性間の結婚を認める立場

～主な意見～

同性間の結婚を認めても、日本は宗教の勢力が強くないので、デメリットが少ない。

反論：同性間の婚姻が増えるということは、子供が増えないというデメリットはある。

～なぜ今の日本では、同性間の婚姻が制度化されていないのかについて～

- ・同性愛者は少数派。多数派は少数派である同性愛者の権利について感心がないのではないか。
- ・制度を作る国会議員の問題

より多くの市民に関心を持って貰うような制度をつくる方が、自己の票につながりやすいため、少数者保護を目的とする制度はつくりたがらない。

国会議員は高齢者が多く、同性愛について肯定的な立場の人は少ないのではないか。

～制度化するなら、同性間の結婚する権利を人権として認めるべきか～

[認める立場]

- ・結婚は自己決定権という人権ではないか。自己決定権は人権の中でも特に強く保護されるべき。
- ・人間の自律性の尊重は当然認められるべきだから。

[反論]

- ・人権として同性間の結婚する権利を認めると、現在の異性間の結婚と同じように、親族間にも影響が生じる。親族間の人間関係を考慮すると、シビルユニオン法の方がよい。
- ・憲法の文言では、結婚は『両性間の同意』と定義されている。憲法改正が必要。

[論点2]

責任を問われるいわれはある派（7人 7人）

- ・変えることが是か非かは別にして、それにより害を受ける人々に足しての言われるべき責任がある
- ・加担している以上、それに対して無くす努力をすべき
- ・責任のいわれは、制度を選択した責任によるものではなく、
「加担している責任」「人権を侵害しない消極的義務の侵害による責任」

いわれはない派(4人 4人)

- ・個々人に対して、加担しているという実感が無さ過ぎる
- ・導入するかどうかの議論に関わっていないにも関わらず制度加担の責任を取らされるのはおかしい
- ・個々人に問われる責任ではない。国が一括してとる責任であるべき。